

序 文

我が国は、急峻で脆弱な地形条件にあり、また、梅雨期、台風期に降雨が集中して短時間に大量の降雨が発生するため、洪水や土砂災害が起きやすく、国土保全上厳しい条件下にあります。また、近年では地球温暖化に伴う災害リスクの増大、都市化や高齢化の進展等に伴い、ひとたび洪水が発生すると、多くの人命と資産が失われるなど激甚な被害を受けやすい状況にあります。

このような頻発する水害に対処し、安全・安心な国土をつくるためには、長期的な視野に立って計画的な治水施設の整備を推進することが必要であり、治水行政推進等のための基礎資料として、水害の実態を的確に把握することが不可欠です。水害統計調査は、昭和36年以降毎年実施しており、1年間に発生した洪水、高潮、土石流等による被害を規模の大小を問わず1件1件調査している我が国唯一の資料です。本調査の結果を治水行政、学術研究などの場面で幅広く活用していただきたく存じます。

このたび、平成25年の水害の調査について取りまとめた「平成25年版水害統計」を発刊することといたしました。本調査の実施に当たりまして、水害直後の多忙かつ困難な状況にもかかわらず、多大なご協力をいただきました都道府県、市区町村、その他関係者の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。本調査により得られた貴重な資料を十分に活用し、さらに治水行政を強力に推進していく所存でありますので、今後とも本調査の実施につきまして、より一層のご協力をお願いいたします。

令和元年6月

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

目 次

序文

水害統計調査の概要及び利用上の注意

第 1. 平成 25 年の水害被害

1. 平成 25 年の水害被害額の概要
(1) 水害被害額
(2) 水害被害の概要
(3) 全国の被害
平成 25 年水害被害一覧 (表-1)
平成 25 年水害被害額構成比 (図-1)
(4) 台風 18 号による水害被害額等
(5) 台風 26 号による水害被害額等
2. 都道府県別・市区町村別被害
都道府県別水害被害額図 (図-2)
都道府県別水害被害額構成比 (図-3-①)
都道府県別一般資産等被害額構成比 (図-3-②)
都道府県別公共土木施設被害額構成比 (図-3-③)
都道府県別公益事業等被害額構成比 (図-3-④)
都道府県別水害被害 (表-2)
市区町村別水害被害 (表-3)
市区町村別水系別一般資産等水害被害 (表-4)
市区町村別主要異常気象別一般資産等水害被害 (表-5)
3. 資産別等被害
資産等別一般資産等被害額 (表-6)
産業区分別事業所資産被害額 (表-7)
事業区分別工種区分別公共土木施設被害額 (表-8)
事業別公益事業等被害額 (表-9-①)
事業別公益事業等被害状況 (表-9-②)
4. 異常気象別被害
異常気象別水害被害額構成比 (図-4)
異常気象別水害被災棟数構成比 (図-5)
異常気象別水害被害 (表-10)
主要異常気象別都道府県別水害被害 (表-11-①②③)
5. 主要水系別被害
主要水系別水害被害額 (表-12)
主要水系別水害被害額 (被害額上位 10 水系) (図-6)
主要水系別河川種別原因別一般資産等水害被害 (表-13)
6. 河川等種別被害
河川等種別水害被害額 (表-14)

河川等種類別水害被害額構成比（図－7）
河川等種類別都道府県別水害被害額（表－15）
河川等種類別都道府県別一般資産等被害額（表－16）
河川等種類別都道府県別公共土木施設被害額（表－17）
河川等種類別都道府県別公益事業等被害額（表－18）
河川等種類別市区町村別一般資産等被害額（表－19）
7. 水害原因別被害
水害原因別一般資産等被害額及び公益事業等被害額（表－20）
水害原因別一般資産等被害額及び公益事業等被害額構成比（図－8）
水害原因別都道府県別水害被害額	
（一般資産等被害額・公益事業等被害額合計）（表－21）
水害原因別都道府県別一般資産等被害額（農作物被害額を除く）（表－22）
水害原因別都道府県別農作物被害額（表－23）
水害原因別都道府県別公益事業等被害額（表－24）
水害原因別市区町村別一般資産等被害額（表－25）
第2. 経年諸表	
（参考）	
6. 平成25年災異常気象コード表（表－47）
7. 水害統計調査の集計表及び調査票
第3. 水害統計基本表
1. 一般資産等水害統計基本表
2. 公共土木施設水害統計基本表
3. 公益事業等水害統計基本表

水害統計調査の概要及び利用上の注意

1. 水害統計調査の概要

水害統計調査は、①一般資産水害統計調査、②公共土木施設水害統計調査及び③公益事業等水害統計調査から構成されており、その概要は次のとおりである。

(1) 調査対象の水害

① 調査の期間

暦年の1月1日から同年12月31日までに発生した水害について調査している。

② 調査対象の水害の種類

調査の対象とした水害は、洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等である。

③ 水害の規模

調査は、水害の規模の大小を問わず、全ての水害を対象としている。

(2) 調査の内容

① 一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被災建物棟数、被災世帯数、被災事業所数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

ア 家屋	イ 家庭用品	ウ 農漁家資産
エ 事業所資産	オ 農作物	

② 公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧査定額等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管、都道府県所管及び市区町村所管の以下の施設を指す。

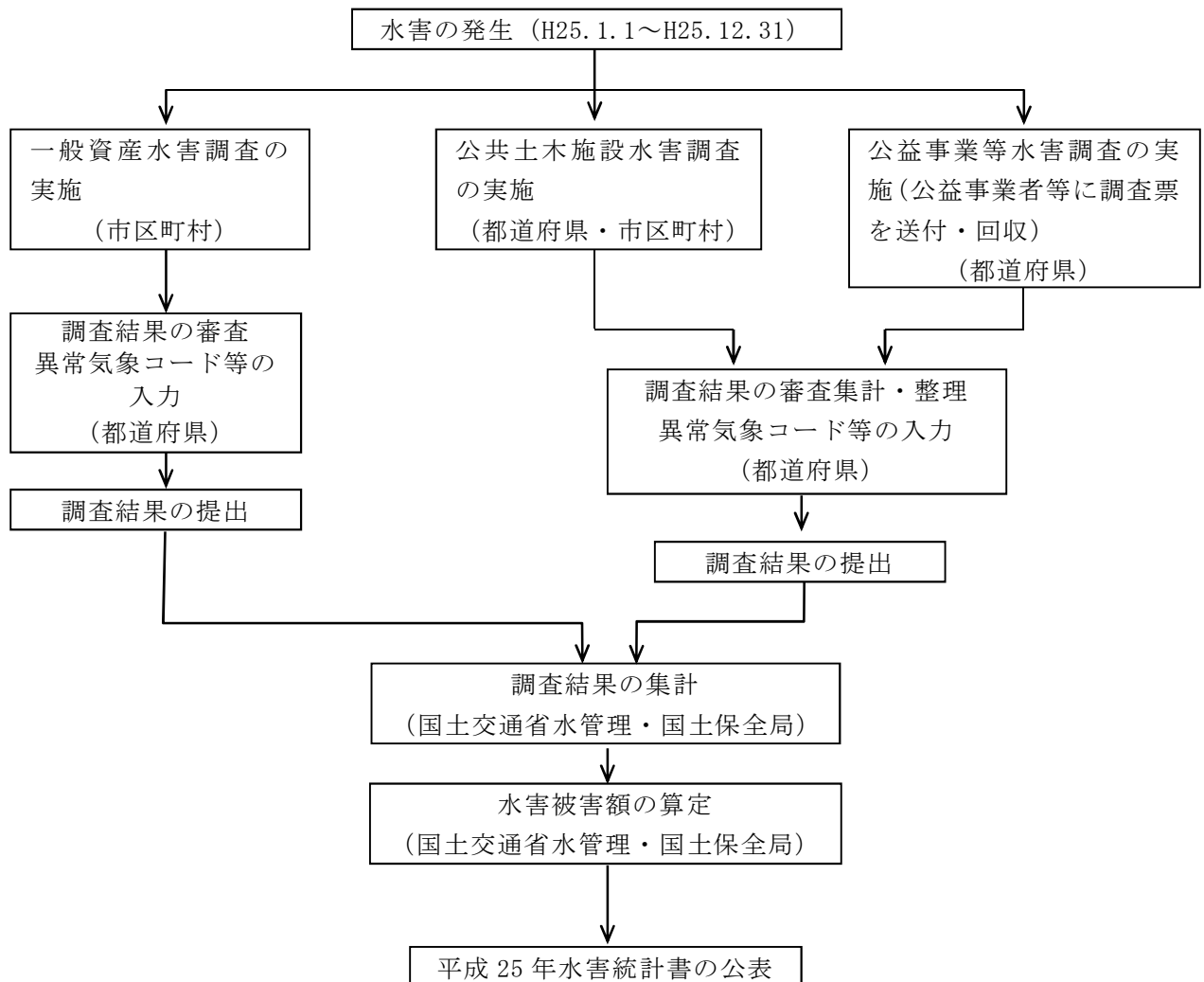
ア 河川	イ 海岸	ウ 砂防設備
エ 地すべり防止施設	オ 急傾斜地崩壊防止施設	カ 道路
キ 橋梁	ク 港湾	ケ 下水道
コ 公園	サ 都市施設	

③ 公益事業等水害統計調査

水害によって公益事業等に生じた被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

ア 鉄道事業、軌道業
イ 道路定期旅客運送業、道路定期貨物運送業
ウ 電気通信事業者（電気通信事業法第9条に基づく総務大臣の登録を受けた者）
エ 10電力株式会社
オ ガス事業（ガス事業法第2条第1項に定める一般ガス事業）
カ 水道事業（水道法第3条第2項から第4項までにおいて定める水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業）

(3) 調査の実施フロー



(4) 一般資産水害統計調査に係る水害被害額の算定方法

① 算定式

- ア 家屋被害額 = 浸水深別・勾配別被災家屋延床面積 × 都道府県別家屋 1㎡当たり評価額 × 浸水深別・勾配別被害率
- イ 家庭用品被害額 = 浸水深別被災世帯数 × 1世帯当たり家庭用品所有額 × 浸水深別被害率
- ウ 事業所資産被害額 = 浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数 × (産業分類別事業所従業者 1人当たり償却資産評価額 × 浸水深別償却資産被害率 + 産業分類別事業所従業者 1人当たり在庫資産評価額 × 浸水深別在庫資産被害率)
- エ 農漁家資産被害額 = 浸水深別被災農漁家戸数 × (農漁家 1戸当たり償却資産評価額 × 浸水深別償却資産被害率 + 農漁家 1戸当たり在庫資産評価額 × 浸水深別在庫資産被害率)
- オ 事業所営業停止損失額 = 浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数 × (浸水深別営業停止日数 + 浸水深別営業停滞日数 / 2) × 産業分類別事業所従業者 1人当たり付加価値額

カ 家庭応急対策費＝家庭代替活動費＋清掃労働対価

家庭代替活動費＝浸水深別被災世帯数×1世帯当たり浸水深別代替活動費

清掃労働対価＝浸水深別被災世帯数×1世帯当たり浸水深別清掃日数
×1世帯1日当たり清掃労働単価

キ 事業所応急対策費＝浸水深別被災事業所数×浸水深別1事業所当たり代替活動費

ク 農作物被害額＝都道府県から報告された被害額

② 各種係数の値

ア 被害率

資産種類等		浸水深等 床下浸水	床上浸水			土砂堆積（床上）		全壊 （流失）
			50cm未満	50～99cm	100cm以上 半壊	50cm未満	50cm以上	
家屋 （木造＋ 非木造）	Aグループ	0.032	0.092	0.119	0.342	} 0.430	} 0.785	} 1.0
	Bグループ	0.044	0.126	0.176	0.415			
	Cグループ	0.050	0.144	0.205	0.452			
家庭用品		0.021	0.145	0.326	0.605	0.500	0.845	
事業所	償却資産	—	0.232	0.453	0.808	0.540	0.815	
	在庫資産	—	0.128	0.267	0.628	0.480	0.780	
農漁家	償却資産	—	0.156	0.237	0.311	0.370	0.725	
	在庫資産	—	0.199	0.370	0.510	0.580	0.845	

(注) 1. A、B、Cの各グループ区分は地盤勾配の区分で、Aは1/1,000未満、Bは1/1,000～1/500未満、Cは1/500以上である。

2. 家屋の被害率は、木造、非木造それぞれの値を合成したものである。

3. 「土砂堆積（床上）」の「50cm以上」の被害率の数値を平成16年から変更しているが、これは、従来から被害額の計算時に実施していた措置（土砂堆積深50cm以上の棟数に対し、50%を全壊として別計算し、被害額に加える措置。）を被害率の数値に反映させたものである。したがって、この数値の変更による被害額の算出に関する実質的な影響はない。

イ 家屋 1 m²当たり評価額

(千円/m²)

都道府県名	評価額	都道府県名	評価額	都道府県名	評価額
北海道	162.2	石川	166.8	岡山	171.8
青森	161.0	福井	170.1	広島	167.6
岩手	157.1	山梨	173.3	山口	172.8
宮城	174.0	長野	182.6	徳島	170.1
秋田	159.1	岐阜	164.5	香川	160.5
山形	163.3	静岡	177.7	愛媛	157.6
福島	169.2	愛知	175.5	高知	166.6
茨城	160.3	三重	174.4	福岡	161.0
栃木	158.6	滋賀	161.9	佐賀	153.4
群馬	157.3	京都	185.5	長崎	157.7
埼玉	166.1	大阪	166.2	熊本	152.9
千葉	176.4	兵庫	168.4	大分	154.5
東京	228.9	奈良	161.4	宮崎	139.1
神奈川	192.3	和歌山	174.0	鹿児島	150.5
新潟	161.8	鳥取	163.4	沖縄	177.0
富山	162.9	島根	165.5		

ウ 1世帯当たり家庭用品所有額

(千円/世帯)

14,696

エ 産業分類別従業者 1人当たり資産評価額

(千円/人)

産業分類名	償却資産	在庫資産	産業分類名	償却資産	在庫資産
鉱業	12,652	2,968	不動産業	21,340	7,548
建設業	1,374	2,742	飲食店・宿泊業	1,734	163
製造業	5,089	4,803	医療、福祉	1,324	117
電気・ガス・ 熱供給・水道業	110,359	5,394	教育、学習支援業	1,100	295
情報通信業	5,364	1,165	複合サービス業	1,036	282
運輸業	5,248	985	サービス業	1,036	282
卸売・小売業	1,871	1,851	公務	1,036	282
金融・保険業	1,036	282			

オ 農漁家 1戸当たり資産評価額

(千円/戸)

償却資産	1,955
在庫資産	448

カ 浸水深別事業所営業停止・停滞日数

(日)

	床下浸水	床上浸水			全壊 (流失)
		50cm未満	50～99cm	100cm～	
営業停止日数	3.0	4.4	6.3	10.9	30.0
営業停滞日数	6.0	8.8	12.6	21.8	60.0

キ 産業分類別事業所従業者1人当たり付加価値額

(円/人)

産業分類名	付加価値額	産業分類名	付加価値額
鉱業	109,121	不動産業	49,194
建設業	21,738	飲食店・宿泊業	20,465
製造業	30,483	医療、福祉	16,970
電気・ガス・ 熱供給・水道業	81,251	教育、学習支援業	25,404
情報通信業	38,264	複合サービス業	19,932
運輸業	22,941	サービス業	20,304
卸売・小売業	25,534	公務	20,304
金融・保険業	19,732		

ク 1世帯当たり浸水深別代替活動費

(千円/世帯)

	床下浸水	床上浸水		
		50cm未満	50～99cm	100cm～
代替活動費	82.5	147.6	206.5	282.6

ケ 1世帯当たり浸水深別清掃日数

(日/世帯)

	床下浸水	床上浸水		
		50cm未満	50～99cm	100cm～
清掃日数	4.0	7.5	13.3	28.4

コ 1世帯・1日当たり清掃労働単価

(円/日)

10,478

サ 浸水深別1事業所当たり代替活動費

(千円/事業所)

	床下浸水	床上浸水		
		50cm未満	50～99cm	100cm～
代替活動費	470	925	1,714	4,190

(5) 公共土木施設水害統計調査に係る水害被害額の算定方法

都道府県から報告された被害額（補助事業分及び地方単独事業分）と国土交通省水管理・国土保全局で取りまとめた被害額（直轄事業分）を合計する。なお、公共土木施設の被害額は、被災した施設の災害復旧事業費の見込み額である。

(6) 公益事業等水害統計調査に係る水害被害額の算定方法

都道府県から報告された被害額（物的被害額・営業停止損失額）を合計する。

2. 利用上の注意

2-1 経年変化を見る上での注意

(1) 一般資産水害統計調査関係

① 昭和45年に調査体系の改正を行った。昭和36～44年の調査においては、一定規模以上の被害（1市町村1水害につき床上浸水家屋100～150棟以上）を受けた市区町村における被害とそれ以外の市区町村における被害とに区分し、前者については、床上浸水以上の被害を受けた世帯の全部に調査票を配布し、詳細な実態調査（一般資産調査）を実施することにより、後者については、簡単な被害数量報告（概況報告）を徴収してその数値を基に推計を行うことにより、被害額を算出するという方式を採っていた。昭和45年以降は、従来の簡単な被害数量調査を基本とし、これに新たに床上浸水深区分、被災事業所の産業分類別従業者数等の調査事項を加え、一系統の調査（一般資産等水害調査）にまとめることとした。

② 調査の対象とする水害については、昭和43年以前は、「降雨等による急傾斜地の崩壊」は対象としていなかったが、昭和44年以降新たに加えることとした（公益事業等水害調査についても同様）。

③ 水害規模については、昭和43年までは、浸水面積10ha未満、土砂埋没区域（河川の区域を除く）面積0.5ha未満及び被災家屋棟数30棟未満の水害は、概況報告を省略できることとしていたが、これらのうち建物被害に係るものについては昭和44年に、全般的には昭和45年にそれぞれ改正を行って、水害規模の大小にかかわらず全水害について調査を実施することとした。

④ 床上浸水規模の区分は、従来5段階（床上0.5m未満、0.5～1.0m未満、1.0～2.0m未満、2.0～3.0m未満、3.0m以上）としていたが、調査の簡素化のため、昭和45年からこれを3段階（床上0.5m未満、0.5～1.0m未満、1.0m以上）に改めた。

⑤ 家屋の被災棟数の把握は、従前木造、非木造の別に行っていたが、調査の簡素化のため、昭和45年からこの区分を廃止した。

⑥ 被害額の算出に用いる一般資産の評価の単位については、「昭和44年水害統計」から（集計表については「昭和43年水害統計」から）新しい単価基準（詳細は「昭和43年水害統計」を参照）に改めた。また、「平成10年水害統計」から、新しい被害率及び評価単価に改めた。

(2) 公共土木施設水害統計調査関係

① 昭和48年以降、国土交通省所管に係る施設等のみを調査の対象とすることとし、従前調査していた農地、農業用施設、水道施設等は、調査の対象から除いた。

なお、農地及び農業用施設に係る被害額は、「農地農業用施設災害統計」（農林水産省）を参照のこと。

② 平成15年より、国土交通省所管に係る「港湾」の被害を調査対象に加えた。

(3) 公益事業等水害統計調査関係

昭和37年以降、「運輸施設等水害調査」として、国鉄、私鉄、運輸業者の事業所資産（家屋含む）の被害のみを調査対象としていたが、昭和45年から通信施設、電力施設の被害を新たに加えて、名称も「運輸・通信・電力設備等水害調査」とした。更に、昭和50年からは「公益事業等水

害調査」として、一般ガス事業、上水道事業の施設等の被害を調査対象に加えた。

(4) その他

「昭和 56 年水害統計」より経年表の電算化に伴い、数値の見直しを行った。

2-2 統計表を見る上での注意

統計表において、合計欄の計数が各構成項目の計数の合計値と一致しない場合があるが、これは四捨五入の関係による。

2-3 平成 25 年版水害統計における注意

平成 25 年版水害統計については、例年掲載している「第 2. 経年諸表」の全て及び「(参考)」の一部を、総務省ホームページ「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」上で公開するものとする。

統計表において、合計欄の計数が各構成項目の計数の合計値と一致しない場合があるが、これは四捨五入の関係による。